



家畜衛生情報

本シーズン国内4例目を確認 !!

野鳥での低病原性鳥インフルエンザ検出が連続しています

国内において低病原性鳥インフルエンザウイルスが短期間で連続して検出されており、本ウイルスの家きん飼養農場への侵入リスクが非常に高まっていると考えられます。

農場の野鳥・野生動物の侵入対策について、再度、確認してください。

また、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守 や 異常家きんの早期発見・通報をお願いします。

| 検出状況 | 採取日 | 都道府県 | 検出ウイルス |
|------|-------|------|------------------------|
| | 11/19 | 愛媛県 | 低病原性鳥インフルエンザ (H7N7 亜型) |
| | 11/25 | 栃木県 | 低病原性鳥インフルエンザ (H5N3 亜型) |
| | 11/28 | 奈良県 | 低病原性鳥インフルエンザ (H5N3 亜型) |
| | 12/13 | 島根県 | 低病原性鳥インフルエンザ (H5N2 亜型) |

発生予防の重要ポイント!

人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- 上記措置の記録

野生動物対策

- 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- 上記措置の定期点検



常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください!

- 同一鶏舎における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上となった場合 (明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ (青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合、又はまとまってうずくまっている場合

| 家畜保健衛生所 | 電話番号 | 家畜保健衛生所 | 電話番号 | 家畜保健衛生所 | 電話番号 |
|---------|--------------|---------|--------------|-----------|--------------|
| 佐久 | 0267-62-4123 | 飯田 | 0265-53-0439 | 長野 | 026-226-0923 |
| 伊那 | 0265-72-2782 | 松本 | 0263-47-3223 | 県庁家畜防疫対策室 | 026-235-7232 |